

鋼板の厚さの計測方法に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編

鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

鋼板の厚さの計測方法に関する事項

改正理由

鋼船規則 K 編 3 章 3.1.8 及び 3.8.8 では、船体用圧延鋼材及び構造用調質高張力圧延鋼材の表面検査及び寸法許容差について規定している。当該規定には、鋼板の厚さの負の許容差及びその厚さの計測方法等が含まれており、IACS 統一規則 W13 に基づいて鋼板の平均厚さは呼び厚さ以上とすることが規定されている。しかしながら、計測対象となる鋼板がスラブ又は鋼塊から直接圧延された鋼板であるのか、圧延後に製品として切り分けられた鋼板であるのかが明確でなかったため、今般、計測対象を明確にするよう関連規定を改めた。

また、鋼船規則 K 編 3 章 3.1.8-3.において、鋼板の厚さの計測手順及び計測記録を、必要に応じ、検査員へ提示又は提出しなければならない旨を規定しているが、ISO7452 における Class C の要件に適合する場合においては、これらを提示又は提出しなくても差し支えないため、その旨を明確化するよう改めた。

改正内容

- (1) 鋼板の厚さの計測対象を、スラブ又は鋼塊から直接圧延された鋼板として差し支えない旨を規定した。
- (2) ISO7452 における Class C の要件に適合する場合においては、計測手順及び計測記録を検査員へ提示又は提出しなくても差し支えない旨を規定した。